

令和7年度 嶺公園 樹林墓地の募集案内



『樹林墓地』 ～ 緑豊かな自然に囲まれ安らかな眠りに ～

前橋市建設部公園緑地課

嶺公園 樹林墓地について

本書は嶺公園樹林墓地の募集案内です。

嶺公園樹林墓地は、既存墓地内での新規の墓地造成に限度があることや、単身世帯の増加・少子高齢化・核家族化など、家族形態の変化により、**お墓の承継が困難な方のみ**を対象としたもので、承継者がいないことによる墓地の無縁化を未然に防ぐとともに、遺骨の埋蔵場所の確保を目指しております。

前橋市では、平成28年度に「お墓に関するアンケート調査」、平成29年度に「新たな墓地計画策定業務」、平成30年度に「樹林墓地設計業務」を実施し、永代供養墓として嶺公園樹林墓地を整備し、令和3年度から販売を開始しました。

従来の墓石を配置するお墓ではなく、自然の地形を生かし、四季の移ろいが感じられるシンボルツリー（ヤマボウシ、イロハモミジ、ロウバイ）を配置し、埋蔵した遺骨の上に芝生を植栽する景観に配慮したお墓です。また、宗旨、宗派は問いません。

個別埋蔵施設に使用許可を受けた日から20年間骨壺のまま埋蔵され、その後、遺骨を合同埋蔵施設に移し、合葬する永代供養型墓地です。

本書をお読みいただき、お申込みの参考にしてください。

問い合わせ先・申込み窓口

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 市役所8階
公園緑地課 緑化政策係（土・日曜日及び休日を除く）
TEL 027-898-6845 8時30分から17時15分
※令和7年6月2日からは9時から17時に変更になります

遺骨預かり予約の連絡

〒371-0125 前橋市嶺町1300番地
嶺公園事務所
TEL 027-269-3838 8時30分から17時

目 次

| | (頁) |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1. 施設の概要 | [1] |
| (1) 樹林墓地の閉門日 | <u>火曜日は閉門</u> |
| (2) 個別埋蔵施設と合同埋蔵施設 | <u>個別埋蔵期間は、使用許可日から20年</u> |
| 2. 申込みにあたって | [3] |
| (1) 事前確認事項 | |
| (2) 申込み資格 | |
| 3. 募集数と使用料等 | [9] |
| (1) 募集数 | |
| (2) 記名板 | |
| (3) 既存墓地からの改葬について | |
| 4. 申請方法 | [11] |
| (1) 申込みの流れ | |
| (2) 提出書類 | |
| 5. 使用許可後の使用について | [12] |
| (1) 前橋市営墓地使用許可書 | <u>遺骨預かり時に必要となります</u> |
| (2) 遺骨のお預かりから埋蔵まで | <u>事前に連絡が必要です</u> |
| (3) 骨壺の形状について | |
| (4) 個別埋蔵施設の使用期間の延長 | |
| 6. その他 | [14] |
| (1) 使用权の返還 | |
| (2) お参り・ご法要 | |
| (3) 墓地使用許可の取消し | |

1.施設の概要

- ・個別埋蔵施設：966基（遺骨1～2体用561基／遺骨3体用405基）
- ・合同埋蔵施設：6基
- ・シンボルツリー：ヤマボウシ3本、イロハモミジ2本、ロウバイ3本
- ・献花台：10箇所
- ・遺骨一時保管所：遺骨をお預かり後、樹林墓地に埋蔵するまでの保管施設

※全体計画1号地～3号地のうち、1号地が完成



(1) 樹林墓地の閉門日

毎週火曜日は終日閉門

火曜日は維持管理を行う日のため、入口の門扉を閉門します。閉門日はお参り等できません。

※お盆、お彼岸期間中及び年末年始の火曜日は閉門しないため、通常どおりお参りできます。

(2) 個別埋蔵施設と合同埋蔵施設

個別埋蔵施設と合同埋蔵施設は、一体的な施設となっており、埋蔵した遺骨の上に芝生を植栽し、墓碑等の代わりに樹木（シンボルツリー）を配置し、樹木を参拝するモニュメントとしています。

遺骨は個別埋蔵施設に埋蔵され、使用許可日から20年経過後、遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えて、合同埋蔵施設に合葬します。

合同埋蔵施設の使用期間は、永代となります。

個別埋蔵施設は、埋蔵することができる遺骨数により、2種類あります。

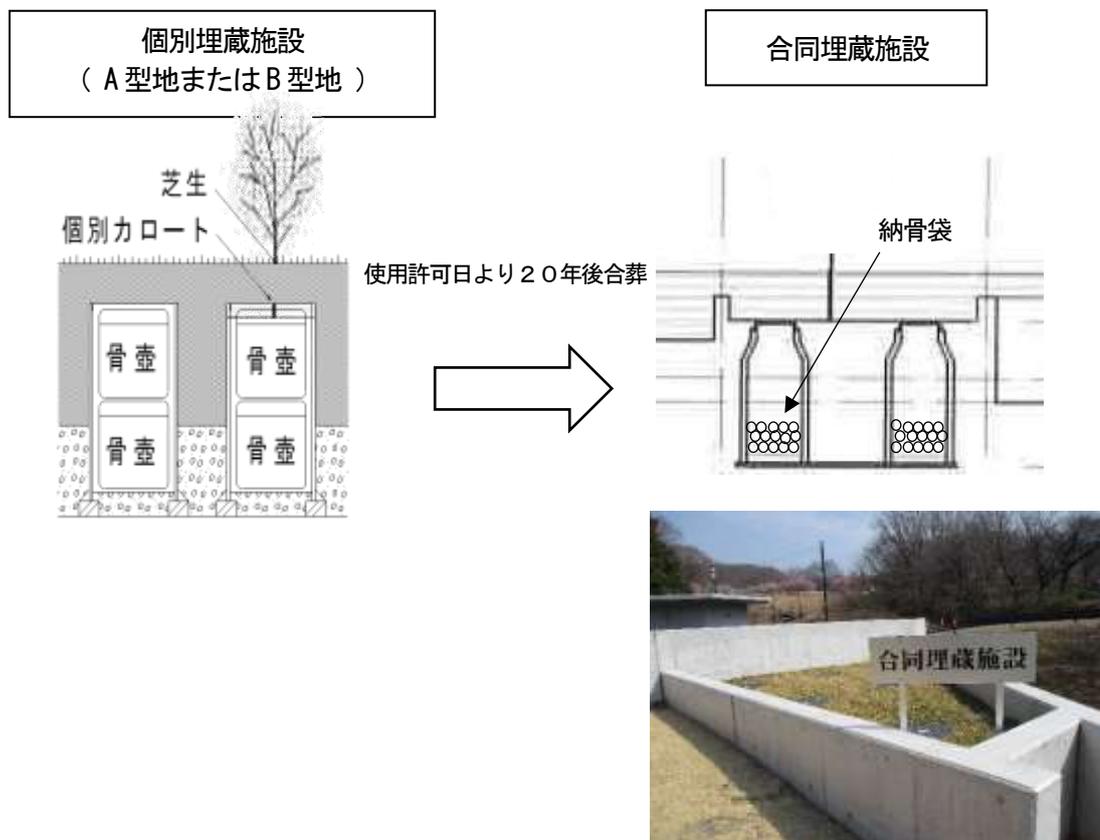
・ A 型地（個別埋蔵 1～2 体用）

・ B 型地（個別埋蔵 3 体用）

※下図の「合同埋蔵施設の合葬イメージ図」をご覧ください。

※個別埋蔵期間は、更新手続きをすることで、10年間延長することができます（延長は1回のみです）。詳しくは13ページをご覧ください。

合同埋蔵施設の合葬イメージ図



2. 申込みにあたって

(1) 事前確認事項

嶺公園樹林墓地は、以下のような特徴があることをご理解のうえ、お申込みください。

- ・ 墓碑等を建てることができません。また、芝生部分に立ち入ることはできません。
- ・ 埋蔵した遺骨は返還できません。
- ・ 使用料に永代管理料が含まれているため、費用を初めに一括で支払うことで、承継問題やお墓の管理に関する不安を解消することができます。
- ・ 埋蔵場所を指定できません。遺骨の埋蔵が完了後、埋蔵日と概ねの埋蔵場所をお知らせしますが、具体的な埋蔵場所をお知らせできません。このため遺骨と個別に向き合うことができなく、樹林墓地全体への参拝となります。
- ・ 遺骨は、遺骨一時保管所にてお預かりし、後日、市委託業者が個別埋蔵施設に埋蔵します。埋蔵の立ち合いはできません。
- ・ 樹林墓地は、弔いの場として家族や親戚からの賛同を得られないことがあります。よく話し合い理解いただいたうえ、お申込みください。
- ・ 生前に申込み場合は、自己責任において死後、自分の遺骨を預ける手段を整える必要があります。
- ・ 生前に申込み場合、個別埋蔵期間は使用許可日から起算されるため、あまり早く申込みと個別埋蔵期間が短くなってしまいます。
- ・ 埋蔵予定者の変更、追加はできません。
- ・ 年1回市関係者のみで献花式を行い供養します。



(2) 申込み資格

以下の3つの募集枠毎に、申込み資格が異なります。どの募集枠で申込みか、以下条件の確認を行ってください。

| 募集枠 | 個別条件 | 共通条件 |
|----------------|--|--|
| ① 遺骨枠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨を所持し、申込者本人は埋蔵予定者ではないこと ・ 申込者は、祭祀の主宰者（※1）であること ・ 申込者は、埋蔵予定者の普通墓地（従来の墓碑等がある墓地）を設置、管理する立場ではないこと、または困難であること（遠縁や知人の遺骨を一時所持している場合や、他家に嫁いだ／婿に入ったことや高齢であることにより親の墓を守れない場合など） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地の承継が困難な方（※2） |
| ② 生前枠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者及び埋蔵予定者全員が存命で満65歳以上であること、又は障害等で普通墓地を設置、管理することができないこと ・ 申込者は必ず埋蔵予定者となること ・ 申込者及び埋蔵予定者との関係は配偶者・血族・姻族等であること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に1年以上居住し、本市の住民基本台帳に住民登録があること ・ 使用料等を市が指定する期日までに納付すること |
| ③ 遺骨 生前枠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨を所持していること ・ 申込者及び埋蔵予定者全員が存命で満65歳以上であること、又は障害等で普通墓地を設置、管理することができないこと ・ 申込者は、祭祀の主宰者（※1）であること ・ 申込者は必ず埋蔵予定者となること ・ 申込者と遺骨、又は埋蔵予定者との関係は配偶者・血族・姻族等であること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者本人が必ず使用すること |

- ※1 祭祀の主宰者とは、申込み遺骨に対し葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届を提出した方等、遺骨を守っていく立場にある方です。
- ※2 「墓地の承継が困難な方」とは？

祭祀を承継する者がいない、又はいなくなる見込みである方のことです。
具体的には、「子がいない」「子がいるが、娘（または息子）で嫁いでいる（養子にでている）」「子がいるが、障害等により墓を守れない」「子がいるが、墓地を承継する意思がない」など
※「お墓の管理が面倒」「普通墓地を購入するより安い」「子が独身」などの理由では申込
できません。

【墓地の承継が困難な方の事例】

- (例1) 夫婦2人（65歳以上）で子がない。先祖のお墓は、他の親族が管理しており、先祖の墓には入れない。
- (例2) 独身（65歳以上）で子がない。先祖のお墓は、他の親族が管理しており、先祖のお墓に入れない。
- (例3) 娘がいるが、嫁いでおり（息子が他家に養子に出ている場合も同様）、夫（他家）側のお墓を守るため、お墓を建てても承継する人がいない。
- (例4) 夫婦2人（65歳以上）で子がいるが、墓地を承継する意思がない。そのため、お墓を建てても管理する人がいない。
- (例5) アパートの住民が死亡してしまい、祭祀の主宰者となったが、他人の遺骨を先祖代々のお墓に入れることができない。

※墓地の承継が困難な事由は、申込み時点で発生している必要があります。

※上記事例以外に墓地の承継が困難な理由がある場合は、事前にご相談ください。

※墓地承継が困難な事由がわかる書類の提出が必要となります。

※子が承継の意思がない場合は、子全員が18歳以上であること及び自署による意思表示が必要と

なります。

どの募集枠が決まりましたら、申込み資格を満たしているかチェックをお願いします。

①遺骨枠『守っている遺骨を埋蔵するために樹林墓地を購入したい方』

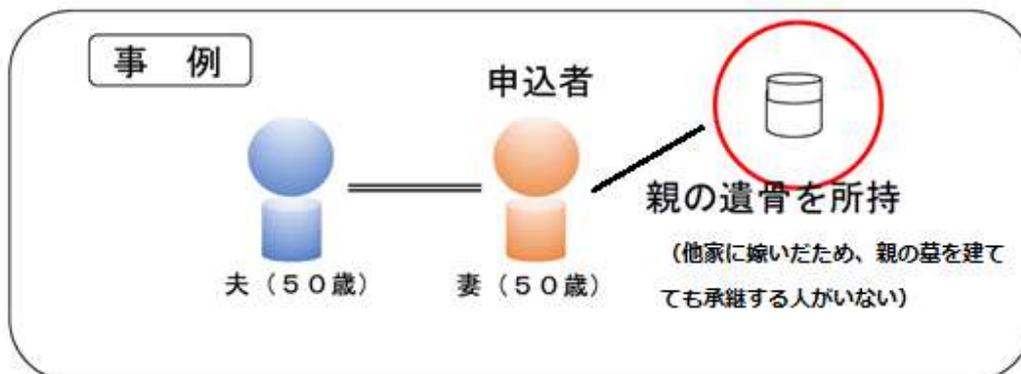
| | |
|---|--------------------------|
| 申込者は、市内に1年以上居住し、前橋市の住民基本台帳に住民登録があること。 (ただし、市営墓地から樹林墓地に改葬する場合はこの限りではない。) | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、既に守っている遺骨があり、申込者本人は埋蔵予定者でないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、祭祀の主宰者であり、申込み遺骨に対し葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届を提出した方等、遺骨を守っていく立場にある方。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、埋蔵予定者の普通墓地を設置、管理する立場ではないこと、または困難であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、お墓の承継が困難な方であること。 ※事前申込み時にお墓の承継が困難である具体的な理由を記載してください。5ページの「墓地の承継が困難な方」をご覧ください。 | <input type="checkbox"/> |

遺骨 枠 とは

墓地の承継が困難



遺骨のみ樹林墓地へ埋蔵したい
(申込者は同じ樹林墓地に入れません)



事前申込審査を行い、戸籍謄本、埋火葬許可証等で確認を行います
埋蔵した遺骨の返還はできません

②生前枠『生前に樹林墓地を購入したい方』

| | |
|--|--------------------------|
| 申込者及び埋蔵予定者全員は、市内に1年以上居住し、前橋市の住民基本台帳に住民登録があること。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者及び埋蔵予定者全員が、満65歳以上であること。又は障害等によりお墓の管理ができないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、必ず埋蔵予定者になり、全員が存命であること。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者と埋蔵予定者との関係は、配偶者、血族、姻族等の親族関係に限り、申込者と埋蔵予定者の関係がわかる「戸籍書類等」を提出できる方。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者及び埋蔵予定者全員が、お墓の承継が困難であること。 ※申込み時にお墓の承継が困難である具体的な理由を記載してください。5ページの「墓地の承継が困難な方」をご覧ください。 | <input type="checkbox"/> |

生前枠とは

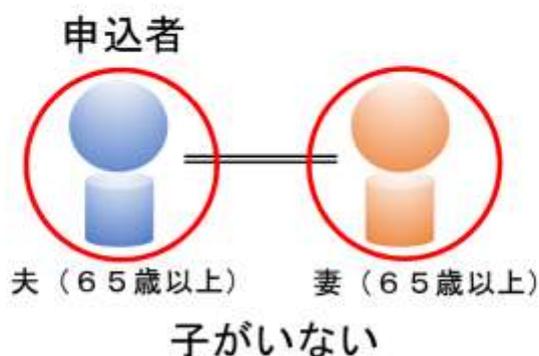
墓地の承継が困難

(墓地を購入してもいずれ無縁墓地になってしまう)



生前に樹林墓地を申し込みたい

事例



事前申込審査を行い、戸籍謄本等で確認を行います
埋蔵した遺骨の返還はできません

③遺骨生前柩『守っている遺骨を樹林墓地に納めるとともに、生前に申込者本人分なども含め墓地を購入したい方』

| | |
|---|--------------------------|
| 遺骨を除く、申込者及び埋蔵予定者は市内に1年以上居住し、前橋市の住民基本台帳に住民登録あり、満65歳以上であること。又は障害等によりお墓の管理ができないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、既に守っている遺骨があり、申込者本人も埋蔵予定者であること。また、申込者と遺骨または埋蔵予定者との関係は、配偶者、血族、姻族等の親族関係に限り、申込者と遺骨または埋蔵予定者の関係がわかる「戸籍書類等」を提出できる方。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者は、祭祀の主宰者であり、申込み遺骨に対し葬儀の喪主、法事の施主等を努めた方、あるいは死亡届を提出した方等、ご遺骨を守っていく立場にある方。 | <input type="checkbox"/> |
| 申込者及び埋蔵予定者全員が、お墓の承継が困難な方であること。 ※申込み時にお墓の承継が困難である具体的な理由を記載してください。5ページの「墓地の承継が困難な方」をご覧ください。 | <input type="checkbox"/> |

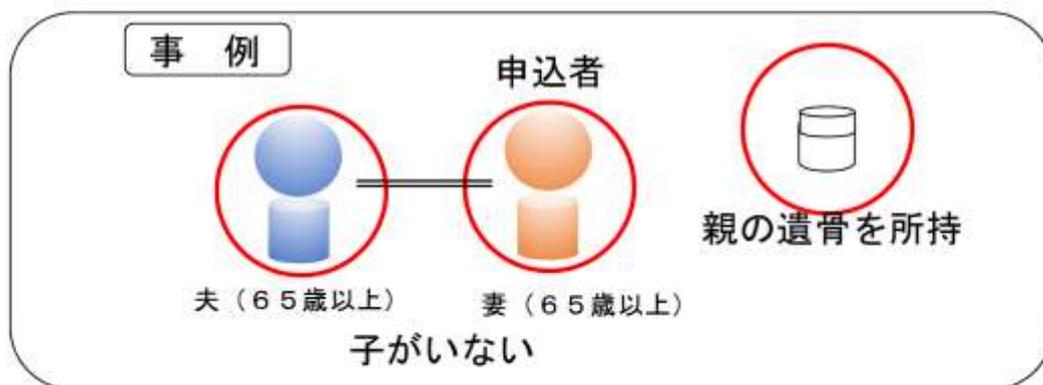
遺骨生前柩とは

墓地の承継が困難

(墓地を購入してもいずれ無縁墓地になってしまう)



遺骨の埋蔵と生前に樹林墓地を申し込みたい



事前申込審査を行い、戸籍謄本、埋火葬許可証等で確認を行います
埋蔵した遺骨の返還はできません

3.募集数と使用料等

以下のとおり、樹林墓地の利用者を募集いたします。

(1) 募集数

| 募集数 | 募集枠 | 埋蔵区分 | 使用料 |
|---------|-------|-----------------------|-----------|
| 100 基程度 | 遺骨枠 | A 型地 (個別埋蔵 1~2 体用) | 230,000 円 |
| | 生前枠 | B 型地 (個別埋蔵 3 体用) | 350,000 円 |
| | 遺骨生前枠 | | |

注 1：募集枠毎の申込み資格等の詳細については、4~8 ページをご覧ください。

注 2：遺骨について、埋蔵後の取り出しはできないため返還はできません。

注 3：二重申込みは無効となります。二重申込みとならないよう、事前に親族間で十分にお話合いのうえ、申込んでください。

- ① 複数の方が、同一遺骨で申込みを行った場合
- ② 埋蔵予定者が、二重申込みされた場合

(2) 記名板

記名板はお申込みの際、希望により注文することができます。

1名につき **12,000円(消費税含む)** です。彫刻できる文字は氏名のみです。記名板は縦書きで、黒御影石に彫刻します。随時注文することはできませんが、位置を指定することはできません。複数の場合は離れた場所に掲載されることがあります。生前の方は無色、お亡くなりの方は白字で着色します。

材質：黒御影石



縦：15cm

横：3cm

(3) 既存墓地からの改葬について

既存墓地からの改葬につきましては、条件により樹林墓地をお申込みいただけます。4～8ページの申込み資格を確認いただきますが、遺骨枠又は遺骨生前枠となります。

埋蔵区分の遺骨（1～2体及び3体）を超える遺骨が埋蔵されている既存墓地からの改葬は、複数の個別埋蔵施設を申込むか、合同埋蔵施設を併用するかを選択してください。ただし、合同埋蔵施設を併用する場合は、別途使用料 **(50,000円/体)** が必要となります。

注1：市営墓地から改葬を行う場合、改葬後の普通墓地は必ず樹林墓地の使用許可日から1年以内に返還を行ってください。

注2：市営墓地から一部改葬（複数ある遺骨のうち、一部のみ樹林墓地へ改葬）を行う場合は、事前にご相談ください。

注3：民間墓地からの改葬を行う場合は、事前にご相談ください。また、民間墓地の管理者とも事前によく相談をしてください。

注4：合同埋蔵施設のための申込みはできません。

4.申請方法

(1) 申込みの流れ

樹林墓地の申込みは、事前申込みから始まります。
事前申込みをされる前に必ず一度は現地を見て確認してください。

事前申込

申込み資格の確認のため、来庁される前に必ずお電話ください。

【事前申込み開始日】令和7年4月1日（火）から

（土曜日、日曜日及び休日を除く）

・墓地の承継が困難な理由を聞き取り、申込み資格を確認します。

【受付窓口】市役所 8 階公園緑地課

（問合せ先電話番号：027-898-6845）

結果通知

事前申込み受付から概ね 2 週間以内

・申込み資格を審査し、資格が認められた方には本申請に係る申請書及び必要書類の案内もお知らせしますので、本申請の準備をしてください。

本申請手続

結果通知から概ね 1 か月以内

・必要書類を整え「市役所 8 階公園緑地課」まで提出してください。

※条件を満たさないことが判明した場合及び期間内に提出されない場合、無効となります。

納入通知

本申請受付から概ね 2 週間以内

・提出書類の確認後、市から使用料納入通知書を郵送します。納入通知書に記載の期限内に納付してください。この期限に納付されない場合は取消となります。

使用許可書交付

・使用料納付後、領収書を持って市役所公園緑地課にお越しください。「前橋市営墓地使用許可書」を発行します。

(2) 提出書類

事前申込みと本申請における必要書類は下記のとおりです。

【事前申込み時の提出書類】

- ・ 嶺公園樹林墓地事前申込書
- ※承継人確認書（家系図）にて承継人の有無を聞き取ります。

【本申請時の提出書類】

- ・ 前橋市営墓地使用許可申請書
- ・ （①遺骨柩および③遺骨生前柩は）埋火葬許可証、改葬許可証
- ・ 使用者と埋蔵予定者との関係が分かる戸籍謄本、住民票等
- ・ 墓地を承継することが困難なことが分かる戸籍謄本、除籍謄本、障害者手帳など
- ・ 誓約書
「埋蔵された遺骨の返還を求めない」
「個別埋蔵期間（20年）経過後には合同埋蔵で合葬されること」
- ・ 委任状（申請者以外の方が手続きする場合のみ）

5.使用許可後の使用について

(1) 前橋市営墓地使用許可書

- ・ 墓地の使用を許可した証として「墓地使用許可書」を交付します。使用許可書は、墓地の使用権を証明する大切な証書です。遺骨預かり時や諸手続きの際に必要となるので、大切に保管してください。
- ・ 使用許可書を紛失された場合や、使用者が住所変更された場合は再交付の手続きをしてください。

(2) 遺骨のお預かりから埋蔵まで

- ・遺骨預かり日と時間が決まりましたら、**嶺公園事務所へ遺骨預かりの予約**を行ってください。（連絡先 027-269-3838）
- ・遺骨を預けるときは、「墓地使用許可書」及び「埋火葬許可証（又は改葬許可証）」の提出が必要です。
- ・埋蔵は、月 1 回程度市が行います。埋蔵に立ち会うことはできません。
- ・遺骨を持参された日に埋蔵は行いません。
- ・故人の思い出の品物、副葬品の埋蔵はできません。

(3) 骨壺の形状について

- ・遺骨については、火葬された遺骨のみ埋蔵します。骨壺に入れ、お持ちください。なお、**骨壺は陶器製の 6 寸から 8 寸までのサイズ**までとします。
- ・特殊な形状の骨壺は埋蔵できません。

(4) 個別埋蔵施設の使用期間の延長

| 埋蔵区分 | 区分 | 使用料 |
|---------|-----------|----------|
| A 型地の更新 | 更新（10 年間） | 50,000 円 |
| B 型地の更新 | 更新（10 年間） | 80,000 円 |

- ・個別埋蔵施設の樹林墓地更新申請書を、個別埋蔵施設の使用期間が満了する前の年のうちに、公園緑地課に提出してください。
- ・使用期間の延長申請は 1 回のみ行えます。

6.その他

(1) 使用権の返還

- ・ 樹林墓地を使用許可日より3年以内に、未使用（未納骨）の状態で見舞金返還した場合は、使用料を半額返還します。

(2) お参り・ご法要

- ・ 樹林墓地の芝生部分は立入禁止です。
- ・ 火災防止のため、線香は設置されている献花台の香炉皿にあげてください。お帰りの際に線香の火が消えていることを確認してください。
- ・ 献花台の前の広場で、法要を行うことができます。事前に予約の連絡をお願いします。（法要の予約は嶺公園事務所へ 027-269-3838）
- ・ お供え物はお持ち帰りください。

(3) 墓地使用許可の取消し

以下の場合、使用許可の取消しとなります。

- ① 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ② 使用権を他人に譲渡などの移転をしたとき。
- ③ その他市長において特に使用許可の取消しを必要とするとき。

令和 7 年 4 月 1 日 Ver1

嶺公園樹林墓地事前申込書

年 月 日

(あて先) 前橋市長

本 籍 地
〒
住 所
フリガナ
氏 名
電 話

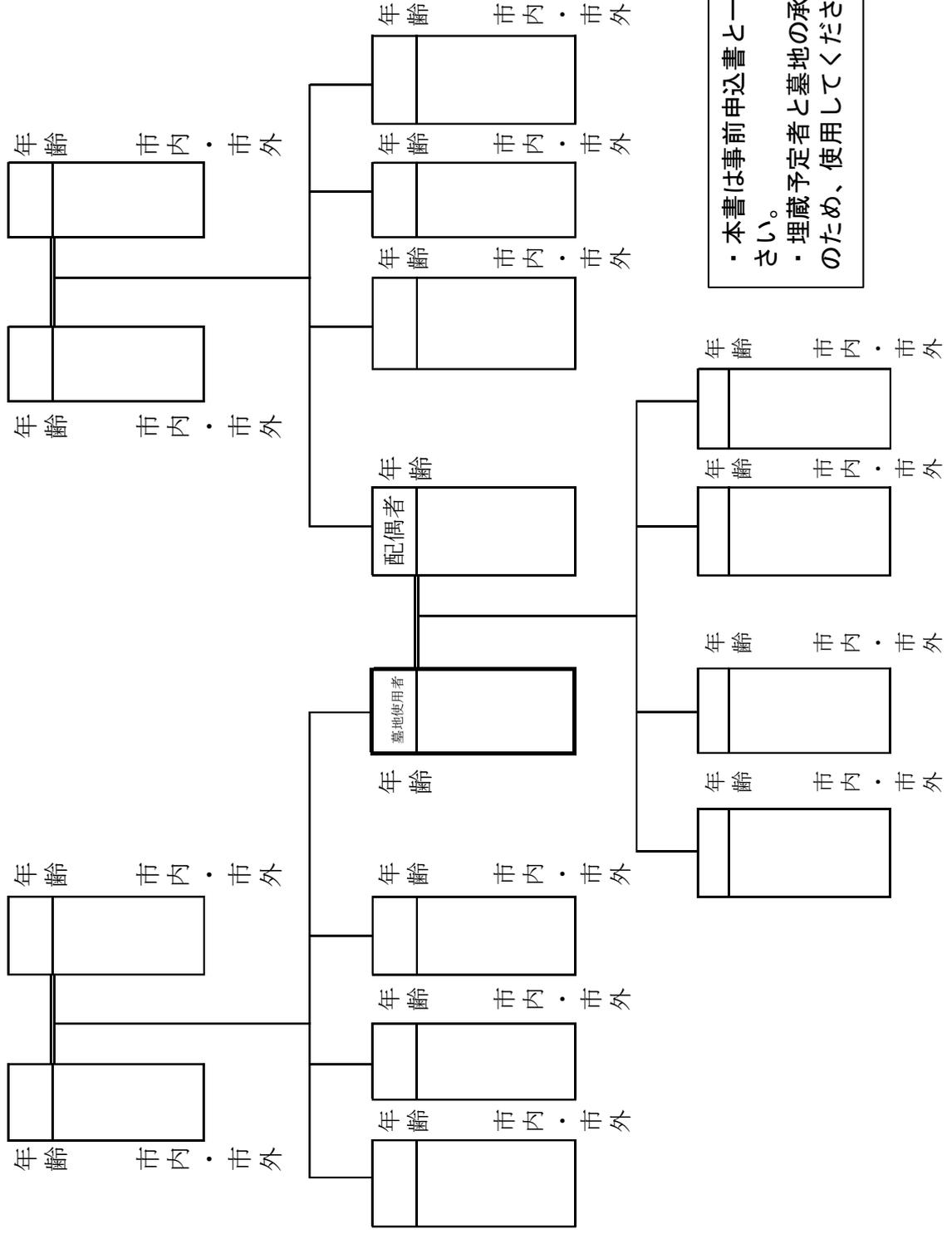
次のとおり嶺公園樹林墓地を使用したいので事前申込します。

| | | | | |
|-------------|----------------------------|-----|-----|-------|
| 墓地の名称 | 嶺公園樹林墓地 | | | |
| 使用場所 | 1号地 | | | |
| 個別埋蔵施設 | 1 A型地(1~2遺骨用)・ 2 B型地(3遺骨用) | | | |
| 使用の目的 | 1 遺骨葬・ 2 生前葬・ 3 遺骨・生前葬 | | | |
| 埋蔵予定者 | 氏 名 | 年 齢 | 続 柄 | その他 |
| | | | | 遺骨・生前 |
| | | | | 遺骨・生前 |
| | | | | 遺骨・生前 |
| 墓地の承継が困難な理由 | | | | |

【令和7年度事前申込みについて】

- ・ 申込み資格の確認のため、来庁前に下記連絡先に必ずお電話ください。
連絡先：027-898-6842、6845（公園緑地課）
- ・ 事前申込みは4月1日（火）から受付します（土、日曜及び休日を除く）。

【承継人確認書（家系図）】



・本書は事前申込書と一緒に提出してください。
 ・埋蔵予定者と墓地の承継者の有無の確認のため、使用してください。